

## ENEOS株式会社ASSOCクレジットカード新規会員募集のお知らせ

この制度はENEOS株式会社との団体契約により、全国13,000ヵ所にあるENEOSサービスステーションにて、ガソリン・軽油を団体価格で利用できる制度です。

### この制度の特徴

1. 生協組合員のご家族もご利用できます。
2. 入会金・年会費・保険料が無料です。
3. 盗難や紛失による保険（30万）があり安心です。

### とても便利なカードです

代金は後日の請求となり、給油の際、現金の用意が不要です。

団体価格は日本全国一律のガソリン価格。離島も対応いたします。



### お申込み方法

裏面「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をご承諾いただき、下記申込書に記入願います。

### お申込み場所

①農林生協事務局までFAXまたは郵送で ②本省地階の農林生協総合売店で ※生協HPよりのお申込みも可能

### カードのお届け

約3週間でご自宅宛に郵送いたします（カード＋会員規約）。

### 代金のお支払

- ご請求日／ご利用いただいた2か月後、農林生協登録口座より振替ます。
- ご利用内容／ご利用明細ハガキをご自宅宛お届けいたします（毎月15日頃）。

### 高速道路では

高速道路内ENEOSでのご利用は頂けますが、料金は店頭表示となります。ご注意ください。

### 有効期限

カードには有効期限があります。自動更新されますので、更新手続きは不要です。

### お問合せ先等

〒103-0011 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16ニッケイビル5階 農林水産省職員生活協同組合  
担当／菅原【電話03-6667-0140 FAX03-6667-0144】 E-mail：t-sugahara@nourinseikyou.jp

ご利用いただいた代金は“後払い”です。万が一にも代金のお支払いが滞り、組合員様から回収できなかった場合、農林生協がその方に代わり、ENEOS株式会社に支払う事態となり、農林生協の事業運営に多大な損失を及ぼします。  
そのような事が無いよう、毎月のご利用明細を確認いただき、口座残高不足による振替不能には十分にお気をつけください。

### 入会申込書

農林水産省職員生活協同組合

|                                 |                   |                |  |
|---------------------------------|-------------------|----------------|--|
| 組合員番号                           |                   | ふりがな           |  |
| 生年月日                            | 昭和<br>平成<br>年 月 日 | お名前            |  |
| お電話番号①<br>(ご自宅)                 |                   | お電話番号②<br>(携帯) |  |
| ご自宅住所<br><br>(カードと利用<br>明細お届け先) | 〒                 |                |  |

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項

### 第1条(個人情報の利用)

本人会員および家族会員(以下両者を「会員」といいます。)は、ENEOS株式会社(以下「当社」といいます。)が本申込みにより係る会員の個人情報を、次の目的のため、会員の所属する団体等の組織(以下「団体」という)と契約した当社の特約店または販売店(以下総称して「カード発行店」という)に共同して利用することに同意します。

1. カード入会情報・変更情報管理、ご利用実績・金額の集計・お知らせ等のため
2. 自社の商品・サービスおよびフェア開催のご案内に関する宣伝物・印刷物等の送付のため
3. 市場調査・商品開発・サービス向上を目的としたお客様アンケートご依頼のため

※ENEOS株式会社の取扱商品・サービスは、ホームページをご覧ください。

ホームページ(URL)<http://www.noe.jx-group.co.jp/>

(2)前項に基づき当社とカード発行店が共同して利用する会員の個人情報は、次の各号に定める事項とします。

1. 氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・所属・社員番号等、所定の申込書等にご記入いただいた事項及び申告いただいた事項
2. 本申込みに関する申込日・契約日など契約内容に関する事項
3. 本申込みに基づくご利用状況、取引履歴等

### ●利用者情報

名称:ENEOS株式会社

住所:東京都千代田区大手町一丁目1番2号

※カード発行店の名称は、団体窓口にお問い合わせください。

### 第2条(個人情報の提供)

会員は、当社が団体に対し、前条第2項各号の個人情報を提供し、団体がこれを会員のカード利用状況等の把握、管理、回収、諸連絡等の業務のため、に利用することに同意します。

### 第3条(個人情報の公的機関等への提供)

会員は、当社が法令に基づき提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のための必要がある場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

会員は、当社に対し第1条第2項各号に定める事項について、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示・修正・削除するよう請求することができます。

(2)当社は前提に定めた開示の結果、万一、登録された個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じるものとします。ただし、第1条第2項第1号に定める事項に変更があった場合で、会員が当社に対し登録内容の変更の届出を怠っていたために生じた相違については、会員は速やかに変更手続きをとるものとします。開示・訂正・削除の要求については、第8条記載の窓口までご連絡ください。

### 第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が本契約の必要な記載事項(入会申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。

### 第6条(利用・提供中止の申出)

会員から第1条および第2条により同意を得た範囲内で会員の個人情報を利用・提供していることに關し、中止の申出があった場合、当社はそれ以降の個人情報の利用・提供を中止する措置をとります。ただしこの場合はENEOS ASSOCシステムの運営に支障が生じるため、当社はENEOS ASSOCカードの会員資格を取り消すこととなります。中止の申出については、第8条記載の窓口までご連絡ください。

### 第7条(個人情報の譲渡・引継ぎについて)

当社、団体またはカード発行店が合併、営業譲渡等の方法により事業を他事業者に承継させた場合、会員の個人情報は当該他事業者に承継されるものとします。

### 第8条(お問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや利用中止のお申し出に関しましては、下記迄お願いします。

<ENEOS株式会社>

●ENEOSクレジットセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目4番2号

電話番号 0570-090410

### 第9条(条項の変更)

当社は、この規約につき、必要に応じて内容を変更し、または追加することができるものとします。この場合は、その都度、変更・追加事項を会員に通知します。